

令和4年市議会第4回定例会

就任のごあいさつ

第4回定例会が開催され、議長に山崎通氏が選出されました。委員会構成などは次のとおりです。

(○委員長 ○副委員長 敬称略)

議会運営委員会

○武藤孝成 ○田中辰典

福井一徳、操 知子、郷 明夫

総務産業建設委員会

○郷 明夫 ○奥田真也

武藤孝成、山崎 通、福井一徳

加藤裕章、寺町祥江

厚生文教委員会

○田中辰典 ○操 知子

石神 真、吉田茂広

山崎 通、加藤義信、古川雅一

議会改革及びICT検討特別委員会

○加藤義信 ○操 知子

武藤孝成、石神 真

吉田茂広、加藤裕章

議員活動適正化特別委員会

○郷 明夫 ○奥田真也

福井一徳、古川雅一

寺町祥江、田中辰典

岐北衛生施設利用組合議員

吉田茂広、山崎 通、加藤裕章

田中辰典、操 知子



議長 山崎 通

この度の市議会定例会におきまして、議長の職に就任させていただきました。

もとより浅学非才ではございますが、山口市発展のため粉骨碎身の努力をさせていただきます。

市政の大きな課題には、人口減少が避けては通れない喫緊の課題と捉えています。子育て支援と定住施策によって人口減少の抑制を図り、輝くまちの未来を願うものです。

2年後に開通予定の東海環状自動車道とパークアンドライドのバスターミナルを拠点として、新しい山県のまちづくりが芽を吹き出すことを想っています。

今後も心温まるご支援をお願いし、就任のあいさつとさせていただきます。

令和3年度 情報公開の実施状況と個人情報保護制度の運用状況を公表します

山口市情報公開条例第34条第2項の規定により令和3年度の情報公開の実施状況と、山口市個人情報保護条例第29条の規定により令和3年度の個人情報保護制度の運用状況をそれぞれ公表します。

☎総務課 TEL22-6820

1 情報公開の開示請求・公開の状況

実施機関	開示請求数	処理状況					取下げ	不服申立
		全部開示	部分開示	不開示	存否応答拒否			
市長	27	15	8	4	0	0	0	
教育委員会	1	0	0	1	0	0	0	
合計	28	15	8	5	0	0	0	

※選挙管理委員会や農業委員会などの実施機関については、開示請求がありませんでした。

2 個人情報取扱事務の届出の状況

実施機関	届出済み事務の数	実施機関	届出済み事務の数
市長	380	監査委員	1
教育委員会	190	農業委員会	4
選挙管理委員会	23	固定資産評価審査委員会	2
公平委員会	1	議会	5
合計			606

令和3年度の「個人情報の開示請求・公開の状況」は、開示請求がなかったため記載を省略しています。

20歳になったら国民年金

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気や事故で障がいを負ったとき、一家の働き手が亡くなったときに、働いている世代がみんな支えようという考えで作られた仕組みです。日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人の加入が義務付けられています。

☎市民環境課 Tel.22-6827
☎岐阜北年金事務所 Tel.058-294-6364

国民年金のポイント

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。国が運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されています。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、65歳から生涯受け取る老齢年金の他に、病気やけがで障がいが残ったときに受け取ることができる障害年金や、一家の働き手が亡くなったときに子のある配偶者や子が受け取る遺族年金があります。

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受けることができない場合があります。

保険料の支払い

■前納割引制度があります

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されます。

■口座振替・クレジットカードでの支払い

口座振替を利用すると金融機関などに行く手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、早割(当月末振替)や前納で納めると、保険料が割り引きされます。

各種免除制度

■学生納付特例制度

学生で本人の前年所得(1月から3月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

■納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、本人と配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

督促手数料と

口座振替不能のお知らせを廃止します

市税などの督促手数料廃止について

市の条例改正により、令和5年4月1日から市税などの督促手数料を廃止します。

ただし、納付期限が令和5年3月31日以前の市税などについては、従来どおり督促手数料の納付が必要です。

市税などの「口座振替不能のお知らせ」廃止について

令和5年度から、口座振替ができなかった場合に送付していた「口座振替不能のお知らせ」を廃止します。口座振替で市税などを納付している人は、納付期限前日までに預貯金口座の残高を確認してください。振替できなかった場合は、再振替は行いません。納付書を送付しますので、各担当課に問い合わせてください。

督促手数料・口座振替不能のお知らせ廃止に関する問合せ先

区分	問合せ先
市税	税務課 Tel.22-6822
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	市民環境課 Tel.22-6827
介護保険料	健康介護課 Tel.22-6838
水道使用料 下水道受益者負担金	水道課 Tel.22-6835

